

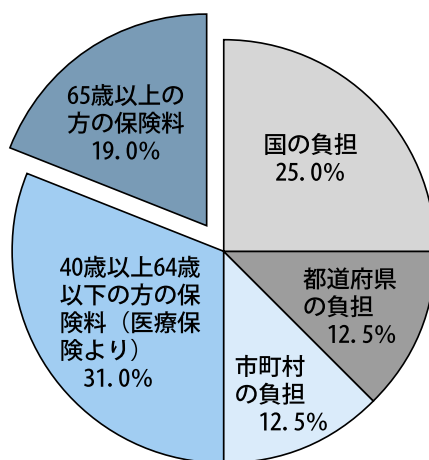
## 介護保険料の納付にご協力を！

介護保険は、介護が必要となった時に適切なサービスが受けられ、家族など、介護する人の負担を軽減できるよう社会全体で介護の負担を支えあう制度です。

みなさんの納める保険料が、介護保険制度の運営を支えています。

介護保険制度の運用に必要な財源は、右図のような負担割合で、国・都道府県・市町村がその半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者（65歳以上の方を1号被保険者、40歳から64歳までの方を2号被保険者という）が保険料として負担しています。

介護保険の財源内訳



## 介護保険料を滞納していると・・・

特別な事情もないのに保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて下記のような保険給付が制限されるなどの措置がとられます。

※特別な事情とは、災害等の影響で納付が困難な場合のことをいい、町に申請すれば保険料の減免・徴収の猶予等の措置を受けられる場合があります。

1年以上  
滞納した場合

介護サービス利用料を、通常の1割負担だけでなく一旦10割全額支払っていただきます。その後申請により9割を償還払いする支払方法に変更となります。  
(保険証に、「支払方法の変更」が記載されます。)

1年6カ月  
以上  
滞納した場合

介護サービス利用料を、全額負担します。償還払いによる保険給付の一部または全額が一時的に指し止めとなる措置をとります。その後滞納が続く場合、指し止められた保険給付額を自分の滞納保険料と相殺します。

2年以上  
滞納した場合

保険料未納期間に応じて、通常の1割の自己負担が3割負担に引き上げられます。高額介護サービス費（1割の自己負担が高額となり合計月額が一定額を超えた場合に支給される費用）が受けられなくなります。

いざ介護が必要となった時の準備のために、ご自分の介護保険料はきちんと納めましょう。なお、平成17年度以前の介護保険料の納付については、税務課徴収対策班にて徴収しますので、お気軽にご相談ください。

滞納は不公平！滞納者0をめざします！

ゼロ

■問い合わせ／  
介護保険課 ☎ 77・5503  
税務課徴収対策班 ☎ 74・1031